

石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例
の廃止について（原案）

令和3年12月1日から令和4年1月4日まで

石狩市役所 財政部 納税課

1 概要

(1) 条例制定の背景

本市は、平成19年3月に市財政が直面している危機的状況に対応するため中期展望に立った『石狩市財政再建計画』を策定し、平成19年度から23年度までの5ヵ年において、「事務事業の見直し」「徹底した管理経費の削減」「負担の公平性の確保」などの基本戦略により財政の再建に向けた改革を推し進めることとしました。

基本戦略の一つ、負担の公平性の確保において収納率向上対策（滞納整理）は財政再建を図る上で欠かすことのできない重要課題であることから、市税の納付について著しく誠実性を欠く者に対し納税を促進するため、石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例（以下「本条例」という。）を制定し、平成19年7月1日から施行しました。

(2) 行政サービスの利用の制限

本条例は、市税の滞納者のうち、納税について再三の催告に応じない者、納税に関する誓約を守らない者等納税について著しく誠実性を欠く者を特定滞納者審査委員会に諮り、同委員会が特定滞納者と認定した場合、特別措置として行政サービスの利用の制限を行うものです。

この制限は、本条例の関係条例として、石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に規定する重度心身障害者又はひとり親若しくはひとり親家庭等の児童に係る医療費の助成、石狩市子ども医療費助成条例に規定する子ども医療費の助成、石狩市シルバーホーム条例に規定する石狩市シルバーホーム（はまなか荘）の利用、石狩市高齢者生活福祉センター条例に規定する石狩市高齢者生活福祉センター（石狩市浜益居住サービスセンター）の利用が対象となっています。

(3) これまでの取り組み

平成22年7月に国民健康保険課の徴収部門と納税課の徴収部門の統合を図るとともに、国税及び道税徴収業務経験者を嘱託職員として採用することにより収納体制は格段に向上してきたところです。また、平日の日中、納税や相談の時間がない方のために毎月第4木曜日（夜間）・日曜日（休日）納税相談窓口を通年開設したほか、平成25年4月からは市税等のコンビニ収納を導入するなど納

税・相談体制の強化を図ってきました。

さらに市税及び税外債権の担当部局で組織する石狩市税等収納対策推進本部では、毎年10月から12月を全市一斉の収納強化月間と位置付け未納案件の早期対応、滞納繰越案件の差押、換価などの滞納処分や支払督促などの法的措置を行い収入未済額の縮減に努めています。

(4) 現状と今後の予定

これまで様々な取り組みを実施してきたことにより、収納率（現年度課税分）は、本条例施行時（平成19年度）の97.90%から令和2年度には99.35%と1.45ポイントの増となり、基本戦略のうち重要な課題であった収納率の向上が図られ、特定滞納者と認定される前に納税につながる体制が整ったことから、特定滞納者認定の審査を行う特定滞納者審査委員会に本条例の廃止を諮り、承認されたことを受け、市では令和4年3月31日をもって本条例の廃止を予定しています。

2 意見の検討結果

提出いただきましたご意見は、その内容を検討し、令和4年1月中に公表する予定としています。